

## 議案第47号

### 尾張市町交通災害共済組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、令和3年3月31日限りで尾張市町交通災害共済組合が解散することに伴い、尾張市町交通災害共済組合規約を別紙のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するので、同法第290条の規定に基づき、議決を求める。

令和2年6月4日提出

日進市長 近藤裕貴

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、尾張市町交通災害共済組合の解散に伴い、事務の承継団体を規約に明記する必要があるため、尾張市町交通災害共済規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

組合の解散に伴う事務は、北名古屋市が承継する規定を加える。

## 尾張市町交通災害共済組合同規約の一部を改正する規約

尾張市町交通災害共済組合同規約（昭和44年9月1日指令地第116号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（解散に伴う事務の承継）

第9条 組合の解散に伴う事務は、北名古屋市が承継する。

### 附 則

この規約は、愛知県知事の許可があった日から施行する。

尾張市町交通災害共済組合規約の一部変更新旧対照表

改正後	改正前
<u>(解散に伴う事務の承継)</u> <u>第9条 組合の解散に伴う事務は、北名古屋</u> <u>市が承継する。</u>	